

○総務省令第六十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月八日

総務大臣 寺田 稔

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(電気通信番号の使用に関する報告)

第八条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象番号の欄に掲げる電気通信番号の使用に関する当該報告年度末(様式第二十八第三表及び様式第二十八の二によるものについては、当該報告年度)の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象番号	報告対象事業者	様式番号
【略】	【略】	【略】
他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識別番号(卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合に限る。)	当該利用者設備識別番号を電気通信事業法第五十条の二第三項の規定の適用を受けた者を除く。)	様式第二十八の二及び様式第二十八の三
	当該利用者設備識別番号を電気通信事業法第五十条の二第三項の規定の適用を受けて使用する電気通信事業者	様式第二十八の二及び様式第二十八の四

様式第28 (第8条関係)

第1表

電気通信番号の使用に関する報告

(自らが指定を受けた番号 (O A B ~ J) / 番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名 法人番号 登録番号又は届出番号											
番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)						番号未使用数		番号合計			
番号 区画	(1)う	(2)う	(3)う	(4)う	(5)う	(6)う	うち うち	うち うち	休止 ボー	番号 タビ	合計
	ちア	ち総	ちI	ちワ	ちダ	ち利	うち 卸提	うち 永続	数	ピア	
	ナロ	合ダ	P電	イヤ	イヤ	用者	供数	的に	リテ	イに	
	グ電	ジタ	話	レス	ルイ	から	役務	使用	に係る	番号	
	話	ル通	電話	固定	ン番	見え	の数	予定	イに	使用	
	ービ	信サ	電話	用数	形	で		のな	係る	番号	
								いも		使用	

改正前

(電気通信番号の使用に関する報告)

第八条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象番号の欄に掲げる電気通信番号の使用に関する当該報告年度末(様式第二十八第三表によるものについては、当該報告年度)の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象番号	報告対象事業者	様式番号
【同上】	【同上】	【同上】
他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識別番号(卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合に限る。)	当該利用者設備識別番号を法第五十条の二第三項の規定の適用を受けた者を除く。)	様式第二十八の二及び様式第二十八の三
	当該利用者設備識別番号を法第五十条の二第三項の規定の適用を受けて使用する電気通信事業者	様式第二十八の二及び様式第二十八の四

様式第28 (第8条関係)

第1表

電気通信番号の使用に関する報告

(自らが指定を受けた番号 (O A B ~ J) / 番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名 法人番号											
番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)						番号未使用数		番号合計			
番号 区画	(1)う	(2)う	(3)う	(4)う	(5)う	(6)う	うち うち	うち うち	休止 ボー	番号 タビ	合計
	ちア	ち総	ちI	ちワ	ちダ	ち利	うち 卸提	うち 永続	数	ピア	
	ナロ	合ダ	P電	イヤ	イヤ	用者	供数	的に	リテ	イに	
	グ電	ジタ	話	レス	ルイ	から	役務	使用	に係る	番号	
	話	ル通	電話	固定	ン番	見え	の数	予定	イに	使用	
	ービ	信サ	電話	用数	形	で		のな	係る	番号	
								いも		使用	

登録番号又は届出番号

[注 1 ～ 9 略]

10 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称
- ・当該電気通信事業者の法人番号
- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。）の種別

11 [略]

第3表

電気通信番号の使用に関する報告 (番号ポータビリティ実施状況)	年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日まで
事業者名 法人番号 登録番号又は届出番号	
[略]	

[注 1 ～ 7 略]

様式第28の2（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告 (卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況)	年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日まで
事業者名 法人番号 登録番号又は届出番号	

[表同左]

[注 1 ～ 9 同左]

[新設]

10 [同左]

第3表

電気通信番号の使用に関する報告 (番号ポータビリティ実施状況)	年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日まで
事業者名 法人番号	
[同左]	

[注 1 ～ 7 同左]

様式第28の2（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告 (卸電気通信役務（O A B ～ J）の提供状況)	年 3 月 31 日現在
事業者名 法人番号	

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認	卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意

注 1 本様式は、報告対象事業者が、利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第 9 号に掲げる I M S I を除く。）を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合に、当該番号に関する提供状況を記載して提出すること。

2 「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）について、卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載するとともに、報告年度中に新たに卸電気通信役務の提供を開始した卸先事業者については、その氏名又は名称に下線を付すこと。ただし、法人番号の記載ができない場合には、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

〔削る〕

3 〔略〕

4 「卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認」の欄は、新たな種別の電気通信番号を使用する卸電気通信役務の提供の開始に際し、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況を確認している場合に、その確認を行った西暦年数を算用数字で記載すること。ただし、定期又は不定期に確認している場合は、直近に確認を行った西暦年数を算用数字で記載することができる。

5 「卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意」の欄は、卸電気通信役務の提供の契約に関する書面において卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについて合意している場合に、その合意を行った西暦年数を算用数字で記載すること。

6 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称
- ・当該電気通信事業者の法人番号

卸先事業者名	法人番号	卸電気通信役務により提供する番号数	電話転送役務の提供

注 1 本様式は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第 1 号に掲げる固定電話番号を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合に限り提出すること。

2 「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）について、卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあっては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

3 「卸電気通信役務により提供する番号数」の欄は、卸先事業者ごとに、卸電気通信役務により提供した電気通信番号の数を記載すること。

4 〔同左〕
〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号

・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）の種別

7 〔略〕

様式第28の3（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告

（自らが指定を受けていない番号／番号使用状況）

年3月31日現在

事業者名

法人番号

登録番号又は届出番号

〔表略〕

〔注1～4 略〕

5 「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。

〔6 略〕

7 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称
- ・当該電気通信事業者の法人番号
- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）の種別

8 〔略〕

様式第28の4（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告

（みなし認定／番号使用状況）

年3月31日現在

事業者名

法人番号

5 〔同左〕

様式第28の3（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告

（自らが指定を受けていない番号／番号使用状況）

年3月31日現在

事業者名

法人番号

〔表同左〕

〔注1～4 同左〕

5 「うち電話転送役務の数」の欄は、「番号使用数」のうち、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に、当該電話転送役務の用に供する電気通信番号の数を記載すること。

〔6 同左〕

〔新設〕

7 〔同左〕

様式第28の4（第8条関係）

第1表

電気通信番号の使用に関する報告

（みなし認定／番号使用状況）

年3月31日現在

事業者名

法人番号

登録番号又は届出番号							
電気通信番号の種別	電気通信番号使用計画作成状況	番 号	使 用 数		番号未使用数	備考	合計
			うち卸提供数				
合計							

- 【注 1 略】
- 2

「電気通信番号使用計画作成状況」の欄は、直近に電気通信番号使用計画を作成し、又は変更した年月日を記載すること。
- 3

【略】
- 4

【略】
- 5

【略】
- 6

総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称

・当該電気通信事業者の法人番号

・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号

・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMS Iを除く。）の種別
- 7

【略】
- 7

【削る】

電気通信番号 の種別	番 号	使 用 数		番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数				
合計						

- 【注 1 同左】
- 【新設】
- 2

【同左】
- 3

【同左】
- 4

【同左】
- 【新設】

5

【同左】

第2表

電気通信番号の使用に関する報告			
(みなし認定／電気通信番号使用計画作成状況)			
事業者名		年3月31日現在	
法人番号			
電気通信番号	標準電気通信番号使用計画	作成した年月日	最後に変更した

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

附 則

この省令は、令和五年一月一日から施行し、報告期限が令和五年四月一日以降である報告から適用する。